

令和3年度量子科学技術委員会研究評価計画について

量子科学技術委員会では、「第11期研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について」に則り、量子科学技術に関する研究開発課題の事前評価、中間評価及び事後評価を行う。また、事後評価を実施した研究開発課題のうち国費投入額が大きいまたは成果が得られるまでに時間がかかる研究開発課題については、対象を選定して追跡評価を行うこととする。

令和3年度においては、以下のとおり評価の対象課題がないが、年度中に評価の必要が生じた場合には、別添様式を用いて適宜実施することとする。

1. 事前評価

本年度は対象課題なし。(予定)

2. 中間評価

本年度は対象課題なし。

3. 事後評価

本年度は対象課題なし。

4. 追跡評価

本年度は対象課題なし。

5. 留意事項

- 評価の対象課題は、原則として、文部科学省内部部局の課題とし、国立研究開発法人の運営費交付金等による課題は対象としない。
- 国立研究開発法人の運営費交付金等による課題については、必要に応じ、その進捗状況等の報告を求めることがある。
- 必要に応じて会議の開催に代えてメール等の他の手段により、委員の意見を提出することができるものとする。
- 評価（案）については、あらかじめ評価対象となる課題の内容に応じ、専門分野が近いなど特に深い知見を有する委員の意見を聞いた上で作成し、委員会で審議することができるものとする。この場合、公正で透明な評価に努める観点から、評価参画外者について、評価対象課題ごとに範囲を定めることとする。
- 基礎研究については、その成果は必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れてくるとは限らず、長い年月を経て予想外の発展を導くものも少なからずある。そのため、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意する。